

令和6年度秋派遣 日本学生支援機構 海外留学支援制度奨学金の応募について

1 概要

日本学生支援機構から、交換留学の更なる拡大と質的向上を目的とした「海外留学支援制度（協定派遣）」に本学が採択され、奨学金の原資が助成されることとなったことから、本学の令和6年度開始の交換留学プログラムに参加し、本学の国際化に特段に寄与する学生に対し、奨学金を支給する。なお、奨学金の応募、支給要件、選考に関しては以下のとおりとする。

2 支給額

派遣先大学の所在する地域区分により、派遣先にてプログラム開始日より終了日までの日数に対して以下の金額を月額支給する（オンライン授業への参加など渡航を伴わない場合は支給不可）。また、一定の経済条件を満たす者には別途渡航支援金 16万円を支給する（※）。名古屋市立大学後援会による渡航費サポートとの併給は原則不可。

地域区分	奨学金月額	対象となる国・地域・都市
甲	8万円	イタリア、ドイツ、フランス、スペイン
乙	7万円	オーストラリア、韓国、タイ、ベトナム、
丙	6万円	中国、台湾

※ 渡航支援金の支給条件

- | | |
|----------------|------------------------|
| 給与所得のみの世帯 | 年間収入金額（税込）が300万円以下 |
| 給与所得以外の所得を含む世帯 | 年間所得金額（必要経費控除後）200万円以下 |

3 募集対象者

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始される、本学の指定する協定校への交換留学プログラムに参加する学部生または大学院生であり、以下の応募要件を全て満たす者。

〔応募要件〕

- ・日本国籍を有している者又は日本への永住権が許可されていること
- ・原則、前年度の成績評価係数が2.30以上であること（GPAとは異なる。計算方法は申込書内「⑤成績」欄を参照）
- ・英語能力がTOEIC(L&R)500以上であること
- ・日本学生支援機構の給付型奨学金を受けていないこと、受けている場合は留学期間中の給付を停止していること。
- ・日本学生支援機構以外の、留学プログラム参加のために支給される各種奨学金受給者で、その月額が本制度による奨学金月額を超えないこと。
- ・プログラム終了後、本学に戻り学業を継続し、学位を取得する又は卒業すること

- ・ドイツ、フランス、イタリア、中国、台湾、韓国が派遣先の場合、派遣先の公用語を渡航の時点で1年以上履修しているまたは、該当言語の検定試験資格を有すること。

4 選考について

交換留学プログラムへの参加決定後、奨学金応募希望者が必要書類を指定された期日までに国際交流センターに提出し、応募者の中より日本学生支援機構の奨学金枠を踏まえ年間5名を目処に奨学金支給対象者を選考、決定する。選考においては提出書類を踏まえ以下の項目を評価する。

交換留学プログラムの募集と同時に申請可能。必要書類を指定された期日までに国際交流センターに提出し、応募者の中より日本学生支援機構の奨学金枠を踏まえ年間5名を目処に奨学金支給対象者を選考、決定する。選考においては提出書類を踏まえ以下の項目を評価する。

- ・派遣先の大学と本学との交流の継続的拡大・多様化に資すること。(交換留学に参加する学部・研究科や派遣先大学など)。
- ・外国語習得において①または②の成果が見込めること。
 - ① 日本語と英語+1の3カ国語に堪能な人材になる。
 - ② 海外での大学院進学も視野に入れた高い英語力を習得する。

※日本学生支援機構の第二種奨学金在学採用の家計基準を超えない者が優先されます。

参考：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html

5 支給対象者の義務

- ・派遣前、本学の求める確認書に署名すること
- ・往復フライトスケジュールは国際交流センターと相談すること。(留学先における授業スケジュールに則り設定する。)
- ・派遣期間中、メールにて毎月の在籍確認の連絡を国際交流センターに対して行うこと。
- ・日本学生支援機構のアンケート、留学前レポート、留学後レポートを提出し、本学が求める報告を行うこと。
- ・派遣前に指定されたSDGsセミナーを受講すること
- ・プログラム終了後、本学の交換留学プログラムのPR活動に協力すること

6 支給までの流れ

- ① 交換留学プログラムへの応募
- ② 書面審査および面接によるプログラム参加者の決定
- ③ 日本学生支援機構 海外留学支援制度（派遣）奨学金への応募
- ④ 書面審査による奨学金支給者の決定
- ⑤ SDGsセミナーの受講および本学の奨学金支給者説明会への参加
- ⑥ 渡航
- ⑦ 毎月の在籍確認
- ⑧ 毎月の奨学金支給

7 提出書類

- ◇令和 6 年 4 月 1 日以降に発行された住民票の写し
- ◇主たる家計維持者及び従たる家計維持者が給与所得者の場合は、所得者全員の令和 5 年分の源泉徴収票の写し、給与所得以外の所得のある世帯（事業所得者など）については、令和 5 年分の確定申告書の写し。
- ◇TOEIC(L&R)Test スコアシート（公式スコア）の写し
- ◇英語以外の語学の検定試験結果がある場合その写し
- ◇学務情報システムより印刷した成績通知書
- ◇日本学生支援機構以外の、留学プログラム参加のための支給される各種奨学金を受給する者は、その受給金額を示した書類と奨学金の内容がわかるもの

8 提出期日および提出先

提出期日：令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 5 時
提出先　：滝子（山の畑）キャンパス 3 号館 1 階 国際交流センター
郵送、メールによる提出不可

9 以下に該当する場合、奨学金支給の中止または返還を求めことがある。

- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・派遣時の確認書に違反した場合
- ・所定の学習成果が見込めないと判断された場合

10 その他

- ・奨学金は留学先での滞在期間に対して支給される。渡航を伴わないオンライン授業の期間等に対しては支給されない。
- ・令和 7 年度以降開始となる留学プログラムの奨学金制度については未定。